令　和　３　年

奥州金ケ崎行政事務組合議会会議録

第１回定例会　２月５日招集

奥州金ケ崎行政事務組合議会

令 和 3 年 第 1 回

奥州金ケ崎行政事務組合議会

定 例 会 会 議 録

令和３年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第１号

令和３年２月５日（金）午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
第５　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
第６　一般質問
第７　報告第１号　器物破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
第８　議案第１号　あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
第９　議案第２号　令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第５号）
第10　議案第３号　令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第２号）
第11　議案第４号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算
第12　議案第５号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
第５　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
第６　一般質問
第７　報告第１号　器物破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
第８　議案第１号　あっせんの申立てに関し議決を求めることについて
第９　議案第２号　令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第５号）
第10　議案第３号　令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第２号）
第11　議案第４号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算
第12　議案第５号　令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

出席議員（12名）

議　長	阿　部　加代子　君
1　番	高　橋　　晋　君
2　番	小野寺　　満　君
3　番	高　橋　　浩　君
4　番	千　葉　康　弘　君
5　番	瀬　川　貞　清　君
6　番	高　橋　藤　宗　君
7　番	廣　野　富　男　君
9　番	小野寺　　重　君
10　番	今　野　裕　文　君
11　番	渡　辺　　忠　君
12　番	青　木　俊　悦　君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

欠席議員（１名）

8　番	有　住　　修　君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

説明のための出席者

管理者	奥州市長	小沢昌記君
副管理者	金ケ崎町長	髙橋由一君
副管理者	奥州市副市長	及川新太君
監査委員		鈴木龍司君
事務局長		千田淳一君
事務局次長	兼企画総務課長	北條　光君
施設管理課長	兼長寿命化事業推進室長	菅原　優君
会計管理者	兼水質管理課長	千葉美隆君
消防長		及川　健君
消防次長	兼消防総務課長	平　裕司君
消防次長	兼予防課長	千葉　直君
消防次長	兼消防救急課長	小野寺和則君
江刺消防署長		志和　純君
消防救急課主幹	兼危機管理室長	高橋洋男君
消防救急課主幹	兼通信指令室長	小原洋一郎君
企画総務課	課長補佐	菅原敏幸君
施設管理課	課長補佐	廣野克哉君
施設管理課	課長補佐	馬場　隆君

水質管理課	課長補佐兼水質保全係長	藤原丈司君
消防総務課	課長補佐兼総務係長	北條芳文君
企画総務課	企画総務係長	佐藤由雄君
企画総務課	財政係長	小山美奈子君
施設管理課	管理係長	鈴木伸司君
企画総務課	主任	本明達也君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

議　　事

午前10時　　開議

○議長（阿部加代子君）　これより令和３年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告者は８番有住修議員であります。

本日の会議は議事日程第１号をもって進めます。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、９番小野寺重議員、10番今野裕文議員の２名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りと決しました。

～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より報告１件、議案５件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第４、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）を行います。

管理者より発言の許可を求められておりますので、これを許可します。小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　本日ここに、令和３年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会の開会に当たり、令和３年度の行政運営の基本方針及び主要な施策について所信の一端を申し上げ、議員各位並びに構成市町の住民皆様のご理解とご協力をお願いするものであります。

令和３年度は、胆江広域水道用水供給事業の計画見直しや、老朽化が進んでいるし尿処理施設の整備に係る検討に取り組むとともに、策定した定員管理計画、財政計画及び消防力整

備計画を基本とし、「介護医療」、「胆江地区衛生センター」、「消防」、「広域水道」の４つの分野において、取組を進めてまいります。

なお現在、新型コロナウイルス感染症は、国により緊急事態宣言が行われるなど、収束の見通しが立たない状況にありますが、当組合におきましては、引き続き感染防止対策を徹底し、各施設利用者などの安全確保、組合業務の継続に万全を期してまいります。

初めに、「介護医療」では、適正な介護認定審査の運営による構成市町への円滑な業務支援と、休日・夜間診療所の運営を通じた初期医療の確保を図ってまいります。

介護認定審査判定業務につきましては、介護サービスを必要とする方々及びそのご家族の日常生活を支えていけるよう、構成市町と連携を図りながら、適正かつ迅速な審査判定業務に努めてまいります。

診療所の運営につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数の激減が見込まれますが、胆江医療圏における休日、夜間の初期医療の確保のため、引き続き奥州医師会のご協力をいただきながら、安定的な運営に努めてまいります。

次に、「胆江地区衛生センター」では、各施設の維持補修を着実に進め、将来にわたって快適な暮らしを支える基盤を確かなものとしてまいります。

ごみ焼却施設につきましては、平成28年度から取り組んでまいりました基幹的設備改良工事をはじめとする「ごみ焼却施設長寿命化事業」の総仕上げとして施設建屋の外壁等補修工事を実施いたします。

し尿処理施設につきましては、平成10年の供用開始から20年以上経過していることに伴い、施設の老朽化が進行している状況にあります。現施設の適切な維持管理に努めながら、今後の施設整備の手法について慎重に検討してまいります。

最終処分場につきましては、焼却灰等に含まれる放射性物質の溶出防止を図るため、ベントナイト系遮水シート等を用いながら引き続き施設の安全確保に努めてまいります。また、現在進めている奥州市の側溝土砂の埋立処分に伴い、地区住民の皆様の安心を確保するため、放射線量の定点測定や測定結果の公表を今までどおり継続してまいります。

広域火葬場及び広域交流センターにつきましては、施設管理受託者との意思疎通を図り、適切な施設の維持管理を行い、住民の皆様が安心してご利用いただける施設の運営に努めてまいります。

次に、「消防」では、消防力の維持向上を図り、住民の安全・安心な暮らしを支えてまいります。

火災対策につきましては、管内の火災のうち約４割を占める「火入れ」、「たき火」を原因とする火災の減少に取り組むとともに、住宅火災による死者が発生しないよう住宅用火災警報器の重要性及び適正な設置について広報してまいります。

予防業務につきましては、管内の重大な法令違反対象物の減少に向けて引き続き適正な是正指導を行い、住民の安全安心の確保につなげてまいります。

消防車両と水沢消防庁舎につきましては、消防力整備計画に基づく更新とメンテナンスを実施し、消防力の維持向上を図ってまいります。

次に、「広域水道」では、施設規模の縮小に向けた最終的な事業計画（案）を構成市町と緊密な連携を図りながら、調製してまいります。

大きな経営課題である、建設仮勘定の解消につきましては、事業計画を定めることで、次のステップへ着実に移行できるものと考えており、経営基盤をしっかりと固め、水道用水の安定供給に努めてまいります。

以上、令和３年度の組合運営の基本方針と主要な施策について申し述べました。

当組合の業務は、構成市町の分担金で賄われており、負担すべき構成市町は、急速に進む高齢化と人口減少などにより依然厳しい財政状況にあり、加え新型コロナウイルス感染症への対応など、取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

安全で安心な業務を安定的に継続することが重要であることから、行財政改革に取り組んでいる構成市町と歩調を一にして、住民の期待と信頼に応えるべく、最少の経費で最大の効果を上げられるよう力を尽くして取り組んでまいります。

議員各位並びに構成市町の住民皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、令和３年度施政方針といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第５、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問を行います。

順次、質問を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質問なしと認めます。

以上で管理者演述に対する質問を終結したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　以上をもって管理者演述に対する質問を終わります。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第６、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

初めに、４番千葉康弘議員。

〔４番千葉康弘君登壇〕

○４番（千葉康弘君）　４番千葉康弘です。２点質問いたします。１点目がし尿処理施設の整備について、２点目が胆江地区最終処分場についての２点について質問いたします。

最初に、し尿処理施設について。し尿処理過程で発生する汚泥肥料、こちらは一部を市民の皆さんに無料で頒布しております。これは良質なものですので、皆さんに積極的に使って

いただきたいというふうに思っております。今使われているのはその一部だけということになりますので、まだまだ有効活用ができるというふうに考えております。

その中で、１点目がし尿処理の現状について、汚泥の年間の発生量、また汚泥肥料の頒布実績について質問いたします。

次に、汚泥肥料の有効活用について。良質な汚泥肥料は、より多くの方に利用していただきたいというふうに考えておりますが、その中で構成市町の税収の減少という部分もありまして、難しいところがあるということです。財政的な負担を軽減するためにも、この汚泥肥料を有効に活用するということで、有料化を考えてはどうでしょうかという考えがあります。そのような形で有効に使っていただけないかというふうに思います。

また、し尿処理施設の整備、こちらは、現在はごみ焼却炉、この基幹工事が間もなく完了するということですが、今後し尿処理施設の整備ということも検討するということですが、その考え方について質問いたします。

次に、２点目、胆江地区最終処分場について質問いたします。胆江地区最終処分場、こちらは供用開始、使用されてから10年以上が経過しています。次期処分場というものも検討しなければならない時期というふうに聞いております。しかし、近隣の市町を見ましても、なかなか最終処分場を決めるのが難しいという現状があります。この最終処分場、必ず必要なものなわけですけれども、建設用地の確保、これも難しい面があり、またこれを整備するというふうになりましても、また巨額な費用がかかる。その中で、現在石田にあります最終処分場ですが、少しでも長く使用するということが求められるのではないかというふうに考えております。

その中で、１点目が現在埋立てされている現状、また使える年数、耐用年数がありますが、この見通しについて伺います。

埋立ての進捗状況について。処分場は、あと何年ぐらい使えるような見通しになっているのかについて。

埋立てしている廃棄物の種類、内容はどのようなものか。ここで焼却された、また砕かれた燃えない分というのは、廃棄物というような形で最終処分場に持っていかれますが、これを減量する形もあるのではないか、工夫もできるのではないかというふうに思っております。

次に、埋立ての現状を皆さんに周知する、構成市町の皆さん方に、住民に周知することによって処分の仕方も変わってくるのではないかというふうに考えております。知っていただくことによりまして、ごみの減量化にもつながるのではないかというふうに思います。

最後に、今ある処分場を長く利用するということが一番必要な部分でありますけれども、その中で焼却する焼却灰、この埋立物を減量して処分場を長く使用するため、住民の皆さんにも協力できることが、協力を求めることがあるのではないかというふうに思いますので、以上の点について質問いたします。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　４番千葉康弘議員の１件目のし尿処理施設の整備についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、１点目のし尿処理施設の現状についてであります。し尿処理過程で発生する汚泥は、肥料として使用することが可能であることから、無料で頒布を行い、野菜や果樹などの栽培で農地に還元していただいているところであり、頒布量については、発生汚泥量全体の約４％、年間で40トン前後となっております。

次に、２点目の汚泥の有効利用についてであります。汚泥肥料は、市販の有機肥料と比較しても遜色のない効果が期待できる良質な汚泥肥料と認識しており、有料化についての検討をした経過はありますが、有料化後に頒布量が減少した団体もあると伺っており、有料化による新たな財源確保は困難ではないかと考えております。

次に、３点目のし尿処理施設の整備についてであります。搬入されるし尿等の総量は、今後も減少傾向が継続するものと考えており、搬入量に見合う現行施設の規模の縮小や新たな場所での移転新設、ごみ焼却施設と同様の基幹改良工事など、様々な整備手法があります。施設の安全で安定的な稼働を第一に、経済的効率性の面も十分に考慮した上で、施設の整備運営について構成市町などと協議しながら検討してまいりたいと考えております。

なお、胆江地区衛生センターの各施設は、仙人地区の皆様のご理解、ご協力の下運営してまいりましたことから、今後の施設整備、維持管理、運営につきましても、計画の検討段階からご相談し、ご協議させていただきたいと考えているところでございます。

次に、２点目の胆江地区最終処分場についてのご質問の１点目、埋立ての現状と残余年数の見通しについてであります。胆江地区最終処分場の埋立て現状についてでありますが、令和２年３月31日現在で約５万6,000立方メートルを埋立て済みであり、処分場の全体容量12万5,000立方メートルに対して約45％の進捗率となっているところでございます。

残余年数につきましては、これまでの埋立て進捗状況から勘案しますと、令和13年３月までの10年間と見込まれます。埋立てしております廃棄物につきましては、ごみ焼却施設から廃棄される焼却灰、粗大ごみ処理施設から排出されるガラス、陶器、金属くずなどの破砕不燃ごみであり、焼却灰が埋立廃棄物の約80％以上を占めているところであります。

主な埋立廃棄物である焼却灰を減量する工夫、方法についてでありますが、ごみ焼却施設及び粗大ごみの処理施設の日常的な適正な運転管理と毎年の定期点検整備などを着実に実施することが焼却灰の発生量を最も少なくする方法であると考えております。

なお、ごみ焼却技術の進化は目覚ましいため、技術革新の状況や他団体の焼却灰減量の取組などを広く研究してまいりたいと考えております。

次に、２点目の埋立ての現状の周知についてであります。平成23年４月１日施行の改正廃棄物処理法において、ごみ焼却施設最終処分場などの廃棄物処理施設の維持管理状況の公表が義務づけられており、当組合におきましても組合ホームページにおいて公表しているとこ

ろであります。

ごみの減量化はすなわち焼却灰、破砕不燃ごみの減量になり、最終的には処分場の延命化につながるものでありますことから、処分場の埋立て進捗状況、残余年数などについても、奥州市、金ケ崎町と連携を取りながら、住民周知を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、３点目の処分場を長く使用するために必要なことについてであります。最終的には、可燃ごみ、不燃、粗大ごみの減量が最終処分場の延命化につながるものであり、ごみの減量化について、住民皆様にご協力をいただくよう、構成市町とともに周知、啓発を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（阿部加代子君）　４番千葉康弘議員。

○４番（千葉康弘君）　ありがとうございます。４番千葉康弘です。再質問をさせていただきます。

今頒布している肥料ですけれども、有料化は難しいという話をいただきました。そうなるのかなというふうに思いますが、その中で、汚泥肥料はまだまだ有効に使える道が残っているのだなというふうに思っていまして、今現在は無料で、粉末にした状況で袋詰めにして頒布していますが、これを例えば農家ですと機械でまくとか、そういう形もありますので、例えば粒状にして袋詰めしてという形も一つあるのではないかと。そのためには、造粒機というそうですけれども、そういうのを導入しなくてはいけないという部分で経費も出てくるわけですけれども、今、年間で40トンですか、肥料を作られているということですけれども、それは袋詰めしてやっていますが、まだまだ出てくるごみの一部、汚泥の一部ということで、ほとんどが焼却して、その後最終処分場に運ぶという形なそうですので、それを考えますと、この辺に、無駄とは言いませんけれども、もったいない部分もあるのかなというふうに思います。それで活用するやり方もあるのかなと思いまして、粒状という話をいたしました。

例えばこれは当組合でやるという形は、私は一番だなというふうに思いますが、胆江地区には肥料会社もありますので、そういうところに原料を供給するという道もあるのではないかというふうに考えております。その中で堆肥を作っていただくとか、肥料、またリンというのは全部外国から輸入しているということですので、そのような道も開けるでしょうし、近くにはセメント工場というのもあります。

また、今一番話題になっているのは、石炭を燃やすとCO_2が出るというふうなことで、その中で石炭の代替燃料というのが汚泥肥料からも作られるというふうなことですので、今現在の経済もありますが、ずっと使っていると、持続可能というような部分が今一番の関心を持たれている部分ですので、考えたならばいろんな工夫もできるのではないかというふうに思います。

今までですと無用なもの、ただのごみというふうに考えたものですけれども、地域には無限の資源というもので考えることもできるでしょうし、これが地域の雇用の貢献にもつなが

るのではないかというふうに思います。また、し尿処理とか汚泥を有効活用することによって、処分の費用も、これも軽減されると思いますので、その中で考えることもできるのかなと思いますが、考えを伺いたいと思います。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　今ご質問を何点かいただきましたが、順番にお答えさせていただきたいと思います。

まずは、汚泥肥料を有効活用するために、肥料生産のための造粒機等の設備機器を導入すべきではないかというところのご質問をいただきました。先ほど管理者の答弁にもございましたとおり、有料化したことによって、汚泥肥料の搬出量、数量が減少した他の団体の例もございますので、単なる有料化は、現時点においては難しいのかなというふうに捉えてございます。新たな設備投資、経費をかけて設備投資をするとしても、しっかりとした流通経路なり、将来的な事業計画等の見通しがきちっと立つというところが進める場合では必要なのだろうなというふうに考えますので、やはりそういう面も実効性を持たせるときは必要なのだろうなと。

次に、肥料製造会社への資源の供給でご質問いただきましたが、旧し尿処理施設の稼働を行った際は、議員ご指摘のとおり、発生する汚泥の肥料の原材料として供給させていただいた経過がございます。ただ、その際は原材料として、議員が考えられる組合の歳入ということでお金をいただくということではなく、処分いただくということで経費をお支払いしたものでございました。これにつきましては、現在においても取扱いは変わっていないものと捉えてございます。

また、堆肥やセメント原料等、あるいは石炭代替燃料など、環境も含めて、資源という捉え方、またその活用が地域貢献になるのではという点についてですが、原材料を供給しても費用が発生する仕組みであること、それから施設から発生する汚泥についても、搬入量に比例する形で年々減少傾向にあるという現状を考えますと、経済活動としての一助として、直結はなかなか難しいのではないかと捉えてございます。

汚泥の有効活用の在り方につきましては、当組合としても重要な観点でございますので、先ほどの管理者答弁のとおり、施設の技術革新や社会情勢の変化等、あるいは経費対効果、様々なところを勘案しながら、継続して研究してまいりたいと考えてございます。

○議長（阿部加代子君）　４番千葉康弘議員。

○４番（千葉康弘君）　なかなか難しい問題があるというようなことですけれども、その中で、今現在肥料を頒布しているわけですけれども、例えば広報には出ていますが、なかなか広報で確認する方も少ないかと思いますので、ぜひこの周知方法をもう少し工夫して、皆さんに知っていただいて、今使っている以上にまだまだ利用できる道があるかと思いますので、今は無料でやっていますので、ぜひぜひ皆さんに周知していただくと。広報またはホームページ、またいろんな媒体があるかと思いますけれども、その辺を工夫していただきたいなと

いうふうに思います。いかがでしょうか。
○議長（阿部加代子君）　千葉康弘議員に申し上げます。
　再質問は３回まででして、２件目の胆江地区最終処分場に関してはどうしますか。一問一答ではないので、よろしくお願いします。
○４番（千葉康弘君）　すみませんでした。では、訂正いたします。
　次に、し尿処理施設の整備の関係ですけれども、し尿処理施設、これはし尿処理を下水道に流すというのもあるというふうに聞いておりますけれども、これですとコスト面では有利になるというふうに一見思いますけれども、今度これは下水道施設のほうで汚泥が出ますので、これを処理するには当然お金もかかるでしょうし、万が一災害時になりますと下水に流せないと。結果的に、今国土強靱化ということが言われていますけれども、これに逆行するということになりますので、その辺も考えながら、これから進めるし尿処理施設の整備というのを考えていただければなというふうに思います。
　次に、最終処分場についてですけれども、今現在いろんな形でごみを出せない形でやっていますけれども、再度周知いただきまして、焼却灰を少なくするということで、可燃ごみの出し方とか、あと粗大ごみについて住民の皆さんに周知いただくということを考えていただきたいなと思います。
　その中で、今現在サスティナブル商品というのが言われています。サスティナブル商品を進めることによって、ごみの焼却が少なくなるというふうなことでした。サスティナブル商品ということで、この間行政視察で石巻に行きまして、石巻市では取り組んでいるということで伺いました。私も初めての横文字なので分からなかったのですけれども、聞きますと、これは環境に負荷をかけない商品なのだと。また、廃棄物、ごみを減らすようなつくりをされている商品だと。自分の地域で作られた商品を使うということで、地産地消ですが、今まで自分たちがやっていたことを横文字にしただけのようですけれども、ただサスティナブル商品、詰め替え商品を使うことによりまして、これは１人では駄目ですので、市また町、住民の方皆さんで協力し合っていただければごみの減量になります。そういう面で、周知いただきたいなというふうに思います。
　あと今現在粗大ごみが持ち込まれていますが、その中で品質のいいものということで、皆さんに無料で、欲しい方にご案内しているというふうにあります。こちらもホームページには出ていましたけれども、皆さん方、まだまだ奥州市の方も金ケ崎の方も知らない方が多いと思いますので、ホームページでは、ありますよ、無料ですといろいろ書いていましたが、どのようなものがあるのかとか、いつ行けばもらえるのかというようなことで分からなかったものですから、これも工夫されて、例えば実物の写真を出されるとか、いつからいつまでもらえますよみたいな周知をしていただくとか、その辺の工夫も必要かなと思いますので、それについてお聞きしたいと思います。
　以上です。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。
○事務局長（千田淳一君）　大きく３点ご質問いただきました。
まず一つに、し尿処理施設整備について、下水を使った場合の汚泥、あるいは災害時の課題というところをご指摘いただいたところでございます。その観点も、当然検討の際には整理するべき、含めて考えるべきものというふうに捉えてございます。いずれ今後のし尿処理施設の整備につきましては、イニシャルコストあるいはランニングコスト、合わせた経費を考えなければならないですし、あるいは造った後の施設整備、維持管理、これがきちっと図られるようなものであること、また別な観点としては、当該施設、これについては、設置場所については、常に住民の皆様のご理解が必要であるという観点もございます。また、先ほど下水に流す例をご指摘いただきましたが、その選択肢を考える場合は、下水の所管団体とのご了解を得るという前提も必要となります。
今一例を申し上げましたが、そういう様々なところを、その内容を検証、あるいは関係団体との相談というところを含めて、総合的に整備し、実効性を持てるような方向性というところとなるよう検討を進めてまいりたいと考えてございます。
それから、最終処分場に関して２点ご質問いただきました。１つにサスティナブル商品ということで議員からご指摘をいただいて、趣旨からすれば、ごみを減らすというところの観点でのサスティナブル商品というところをご質問いただいたというふうに捉えてございます。議員ご指摘のとおり、サスティナブル商品ということについては「持続可能な」というところの日本語で訳されているようでございますが、ごみを減らす、あるいは環境に優しくするというその趣旨はそのとおりでございますが、商品化となった場合は、発生元のところのみならず、それが消費者の手に届くまでの流通経路とか、全体のあらゆる事業者を含めて、環境、社会、経済といった面で持続可能であるというところの考え方となってございます。ですので、ご指摘いただいた当組合のみの取組とかではなかなかなりませんし、構成市町というところの段階でとどまるものではなく、広くそのような活動を見据えた上での位置づけとなると考えます。
いずれにしても、必要な観点かと捉えますので、今後においても構成市町とこの観点を情報共有しながら事業を考えていくというのは必要なことなのだろうというふうに捉えております。
それから、粗大ごみの無料で差し上げるという内容でございますが、以前ご質問もいただいて、ホームページというところ、周知の方法については、構成市町のご協力を得ながら、工夫を進めているところですが、やはり今後においても、きちっとどのようなもの、どういう取組をしているというところは、住民の皆さんに分かっていただくような工夫は継続して考えていきたいと思います。
ただ、どのようなものがあるか、いつ行けばもらえるかということに対しては、さきにご説明した経緯もございますが、やはりこちらでリサイクル差し上げられるというものは、そ

のままでよければ使っていただくというような取組をさせていただいております。必要な方は持っていっていただくようなということで、それのタイミングがなかなか広報、周知するのが難しいなというところは当然ございます。どちらかというと、欲しいと言う方がいらっしゃったときに、そのタイミングで差し上げるというような取扱いをしているので。

ですので、いずれにしても有効活用いただく、あるいはごみの処理量を減らすという観点でも、この取組は続けてまいりたいと思いますので、広報の在り方については、今後とも構成市町のご協力を得ながら取り組むということを前提に考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　次に、10番今野裕文議員。

〔10番今野裕文君登壇〕

○10番（今野裕文君）　10番今野裕文です。私は、定例会に当たり、さきに通告していた事項について順次お尋ねをいたします。

まず最初に、水道用水供給事業の創設事業費についてお尋ねをいたします。総事業費271億円を超える事業として始まりましたが、結果として100億円に迫る未稼働資産が発生し、やっとその処理の方法が定まったところでありますが、先般第３期事業計画があるやの情報を耳にする機会がありました。私は、既に計画の見直しに着手しており、第３期分、第４期分の計画は事実上棚上げになっている、こういう認識でおりました。国と県と、その実現のために交渉が水面下で進められているものと考えておりました。しかし、昨年10月29日の奥州市議会建設環境常任委員会において、たんこう浄水場を視察した際に、一定の第３期計画と思われる工事の説明があったやに伺いました。私は、内容についてはよく分かりませんが、人口減少が続き、家電設備の節水技術が向上している中、これ以上の未稼働資産が将来発生することはあってならない、このように思う次第であります。

そこで、10月29日の担当者が説明したとされている計画内容について明らかにしていただきたいと思います。

次に、第３期、第４期見直しについて明言をされていたと思いますが、現在国や県とどのような交渉がされているのか。この間、機会あるたび説明を求めてまいりましたが、つまびらかになっていないと考えております。どのような課題があり、どう解決しようとしているのか、改めてお尋ねをいたします。

次に、消防の査察業務に関わり、重大違反対象物の実態についてお尋ねをいたします。現時点でどのようになっているのか明らかにしてください。ホームページを見ますと、水沢消防署管内で、特定防火対象物では、昨年４月からの公表制度で、１件違反対象物が公表されているようでありますが、どういう状況なのかお尋ねをいたします。今後どのような措置がされるのかも併せてお尋ねをいたします。

また、非特定防火対象物の違反件数も、県内では多い消防本部となっているように思います。前の議会では、令和４年から重大違反については公表する予定である旨の答弁をいただ

いているところでありますが、どのようになるのか、またどのような準備をされるのかお尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

〔管理者小沢昌記君登壇〕

○管理者（小沢昌記君）　10番今野裕文議員の１件目のたんこう浄水場の整備計画についてのご質問にお答えをいたします。

胆江広域水道用水供給事業は、岩手県が策定した胆江圏域広域的水道整備計画に基づいて事業を進めており、整備期間を４期に分け、令和10年度に４万3,500立方メートルの供給体制として整備する計画となっております。

議員１点目の計画の見直しは既に行われ、第３期計画以降は中止とのご指摘についてでありますが、たんこう浄水場の整備は、現在２期整備までの完了となっており、令和３年度までに整備を終える計画としている第３期整備は、適切な施設規模を確保するために控えている状況となっているものであります。これは、人口減少や節水器具の普及による水需要の低下、度重なる地震災害、そして未稼働資産の整理をはじめとする用水供給事業の経営改善など、多くの課題を整理解決するために、整備事業を一時停止しているものであります。

また、用水供給事業が抱える様々な課題を根本的に解決するため、平成29年度には有識者を交えた経営改善検討委員会を設置し検討いただくなど、現行の整備計画ありきではなく、１つずつ慎重に計画見直しの作業を進めてきたところであります。

なお、昨年10月の奥州市議会建設環境常任委員会のたんこう浄水場視察におきましては、事業概要や事業計画、水需要実績などに加え、将来的に行わなければならない浄水場の大規模な整備の更新事業における課題などについてご説明をしております。浄水場場内の見学に際しましては、用水供給量の増加を見込み、将来増設予定であったため、未完成な状態である浄水場建屋や一時仮設の汚泥濃縮槽などを御覧いただき、浄水施設の課題も含めてご説明しております。

次に、２点目の厚生労働省や岩手県との協議内容についてであります。先ほど申し上げました経営改善検討委員会からの政策提言につきましては、供給水量の維持と整備事業の期間の延長、建設仮勘定の廃止などの政策提言をいただいております。これらの提言を重く受け止め、岩手県及び構成市町と整備事業期間の延長や浄水場の規模縮小などについて協議を重ねてきたものであります。しかし、平成30年の水道法の改正により、岩手県の胆江圏域広域的水道整備計画自体が法的効力を喪失したため、事業計画そのものの変更が事実上不可能となっており、併せて国から浄水場整備に対する交付金についても一部不明な部分が発生しております。

用水供給事業については様々な課題がありますが、厚生労働省や岩手県との協議を着実に進めるため、基礎となる構成市町から組合に求められる水量をしっかりと確定させ、そのこ

とにより事業規模と整備事業期間を見直してまいります。あわせて、建設仮勘定の廃止に伴う用水供給料金の負担増を避けるため、減損減資の会計処理について検討を行いながら、事業経営の改善を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、２件目の消防の査察業務についてであります。重大違反防火対象物につきましては、令和２年12月31日現在で、特定防火対象物及び非特定防火対象物を合わせ52件となっております。消防法令違反公表制度につきましては、店舗など不特定多数の方が利用する特定防火対象物を対象としており、現在は県内全ての消防本部で運用が開始されております。当消防本部においては、現在公表は１件であり、公表している防火対象物には、是正に向け定期的に現地確認及び所有者への指導を行っているところであります。

事務所、工場などの一般の方が利用しない非特定防火対象物の重大違反につきましては、令和４年４月１日から、総務省消防庁により消防本部ごとに件数が公表されることとなっております。今後、当消防本部における非特定防火対象物の消防法令違反の公表については、国の動向を捉えながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（阿部加代子君）　10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君）　今の答弁ですと、まず水道ですが、第３期については、今検討がされているということだということでございます。それで、いろいろお話を伺ったのですが、どういう工事が想定されているのかと。それから、工事規模が金額的にどういうものになるのか、それらについての見通しを明らかにしてほしいなというふうに思います。私は、２期工事の時点で、これからの水道使用量を計算したときに、もう十分ではないかというふうな計算をしたので、３期において何が必要なのかという点で、皆さんに分かるような説明をいただきたいというふうに思います。これから人口が増えるということはあまり想定できませんので、そういう点では一時的に必要であっても結果として未稼働になるようであってはならないのではないかと思いますので、その点の認識についてもお尋ねをいたしたいというふうに思います。

査察に関わってですが、私がこの問題を取り上げたのは３年ぐらい前からでありますけれども、当消防本部の違反件数が多過ぎる。20万人以下においては、岩手県で言えば半分ぐらいあったのではないかというふうに思いますが、先ほど特定、非特定で52件というお話でした。特定が多分１件ではないのかと思うのですが、あったにしてもそんなに多くないだろうというふうに思いますので、非特定が、最初に取り上げたときは55件という数字を消防白書か何かで拾った記憶があるのですけれども、ほとんど変わっていない。これはなぜなのかというのをまずお尋ねいたします。

特定については、是正に向けて定期的に現地確認をし、指導していると。これは改善されるというふうに理解していいのかお尋ねをいたします。

非特定について、令和４年４月１日からの公表というのは、件数だけの公表なのですか、ちょっと認識が違ったようですけれども。ほかの消防本部の件数も公表になるのだろうと思

いますので、そういう点ではちょっと目立つのではないかというふうに思うのですが、どういう手だてを今後取られようとしているのかお尋ねをいたします。
○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。
○事務局長（千田淳一君）　それでは、私のほうから、先の水道用水供給事業の関係でご答弁申し上げます。
　３期、２期で十分と考えられていたというところからすると、３期はどういう工事をされるかと、あるいはその規模、見通しについてのご質問を伺いました。議員がご指摘のとおり、いずれ本来は全体４期工事ということの前提で２期まで進めさせていただいて、ただ、構成市町の事情、それから水道量の減少等、様々なところからして、残り２期というところまでは終わりましたが、３期、４期をどうするかというところでとどまっていると。
　４期を前提とした２期でしたので、先ほど仮設というような管理者答弁もございましたが、いずれ現状で小さい状態で完了したと、全ての機能を満たしたような状態の浄水場にはなってございません。その意味からすると、具体の工事例については担当課長からご説明したいと思いますが、いずれ２期では不十分、これで終わらせるというところにはないので、いずれにしても３期は、程度はどうであれしなければならない。ただ、その前提となるのが今後の水道、各構成市町が自己水源を持ってございますので、それを含めて、広域のほうからどれだけの水を使われるかという見通し、これがあって初めて浄水場の処理規模が決まります。それに合わせてやらなければならないという程度の３期工事、３期工事以降の程度が決まるものと捉えてございます。
　ですので、今現在は構成市町のほうから、構成市町それぞれ全体水量を検証され、その上で広域のほうから、どのタイミングでどれぐらいの量を見込まれるかという内容をいただいた上で、そうすればこそ未稼働というところの内容についても、それを会計処理、確認したとおりの内容で会計処理の準備を進めるという状況となってございます。
○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。
○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君）　３期工事といいますか、工事の概要の部分についてお答えさせていただきたいと思います。
　管理者答弁でもございましたように、将来的に行わなければ課題の部分についてはそのとおりなのでございますが、将来増設予定でありましたことから、今現在建屋の一部、壁の部分ですけれども、ブロック塀としている部分がございますので、まずそちらの部分を恒久的な壁とすると。
　それから、一時仮設の状態で使用している汚泥濃縮槽について、３期工事で予定してございましたので、これらについては浄水の処理過程で必要な施設設備でございますので、その汚泥濃縮槽を設置する工事をしなければならないものというふうに考えてございます。
○議長（阿部加代子君）　千葉消防次長。
○消防次長兼予防課長（千葉直君）　消防の査察業務についてお答えいたします。

まず１点目、非特定の防火対象物の違反、件数が変わっていないが、なぜなのかというご質問でございます。非特定重大違反の件数は、令和２年12月31日現在50件存在してございます。これにつきましては、件数、令和２年度中１年間で実は15件是正しております。ところが、立入検査、査察を行って、新たに17件発覚しているものでございます。このように出入りする要因としましては、建物同士をやはり接続して利便性をよくする、そして面積が大きくなって、自動火災報知機等の設置が必要なケースとなって重大違反となるということが考えられております。

次の質問､公表中のものについて改善されるのかどうかというふうな質問にお答えします。現在公表している防火対象物につきましては、１件、既に命令を行っております。違反内容につきましては、違反事項等を書いた標識、命令書を建物に公示しております。定期的に命令を履行するように指導を行っていますけれども、改善が見られない場合は、今後告発等を検討していくこととしております。

３点目、令和４年４月１日からの公表は件数だけかどうかということですけれども、これは総務省消防庁のホームページで件数の公表となっております。消防本部ごとに件数の公表となっております。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君）　まず、第３期に関わってですが、ブロック塀を恒久的にするというのは前々から聞いていましたので、そうだろうなというふうに思いますし、汚泥処理の濃縮槽も、これは仕方がないのかなと考えます。今後の水需要を見ながらということでいうと、これだけではないだろう、それ以外にもあるのではないかと私は思うのですけれども、はっきり明らかにしたほうがいいのではないかと。

私は、地震等のこともあるので、自己水源を全部やめてしまって、当組合の水に頼るというのはいかがなものかというふうに思っておりますけれども、いずれ今のお話ですと、構成団体の水の需要量いかんに関わっては、いわゆる４つ機械を入れられるような仕組みになっていますけれども、３つ目も入れることも視野に入るのかなというふうに思うのですが、将来の水需要を考えたときに、それが本当に正しいのかと疑問に思いますけれども、現時点での組合の考え方についてお尋ねをいたします。

先ほどちょっと質問し忘れましたが、岩手県がつくった計画で、法的効力が変更になって、不能とかというお話がありましたけれども、それはどういうことなのでしょうか。交付金については、いずれ計画した事業をやらないということでありますから、補助金返還の問題とかいろいろな問題が発生するというのは前にも説明を受けておりますけれども、今国とは直接交渉していないのでしょうが、県とのやり取りの中でどういうことをやっているのかというのは明らかにできないものですか。できないのであれば仕方ありませんけれども、どうも流れを見ていきますと、ずるずると結局整備する方向に引っ張っていかれる、そういうこと

になるのではないかという思いがありますので、明らかにしていただければありがたいなというふうに思います。

査察については分かりましたが、告発ということになると大変なことだろうなと。前々からそう思って、いろいろ質問はしてきたのですが、私は今の体制でやるのは大変だろうなというふうに思いますけれども、体制の見直しも求められるのではないかというふうに思いますが、その点を答えられればお答えをいただきたい。

非特定の考え方についてなのですが、前に調べたときに、最近の数字は押さえていないのですが、岩手県において100件ちょっとの物件のうち半分がこの本部ではなかったかなというふうに思うのですけれども、統計の取り方が微妙に違うので、よく分からないのですが、あまりにも多過ぎるのではないかと。それは何かの手だて……ほかの本部で取っているのかどうか私は分かりませんけれども、成績主義ではありませんけれども、あまりにも多いのではないかというふうに思いますが、その点についての考え方をお尋ねして、３回目だから終わりだね、お尋ねします。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　先に水道関係のご質問の、どういうことをやっているか、交渉の経過なり、あるいは法令の整備、法律改正の内容については担当課長のほうからご説明申し上げますが、議員がご指摘されたとおり、３つ目がさらに必要かどうかというところ、これについては、いずれ構成市町のほうで、まずはそれぞれの公共団体の中でどれぐらいの水量が必要か。それを踏まえて、自己水源の在り方と。それぞれ自己水源を様々な手法でやられている、あるいは数もございますので、あらゆることを考えて、水に係る供給事業を行う際に、まずは構成市町のほうでどのように考えられるかが前提と捉え、その上で広域のほうから、一つの考えの下で進めてきたという広域の供給事業、こちらのほうから、どれぐらい各構成市町が水を必要とするかというところがあって初めて浄水場の規模、どれほどの３つ目が必要なのか、さらに必要なのか、どの程度なのかというところがおのずと決まる。

ですので、今まさに進めてきた中では、各構成市町からそのような数値、考え方をいただくと。それを踏まえて取りまとめればこそ見直しというところを県を介して国というところの協議に持ち込めるものというふうに捉えてございます。

なお、重ねて今までの交渉でどのようなことをしたか、あるいは法令で不透明になった点については、担当課長のほうから答弁いたさせます。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君）　国や岩手県とのこれまでの協議経過の内容についてまずはお答えをさせていただきます。

胆江広域水道用水の経営改善検討委員会を６回開催して検討いたしたものでございますが、その開催期間中に、提言の内容の実効性についてまずは確認をするということで、岩手県との協議を始めてございます。政策提言書の受領後に、計画期間延長などについて、平成30年

の５月、６月、岩手県との協議において、最終供給水量を維持したまま計画期間の延長は、国からの理解を得られにくいため困難との結論に至り、この時点で一部軌道修正をしたものでございます。奥州市の水道ビジョンによる今後の水需要予測の見通しなどから、事業規模の縮小へと方向性を修正したほうがよろしいということで、方向性を変えたものでございます。これらの部分につきましては、組合議会、それから構成市町議会にも説明をさせていただいている経過でございます。

これらを踏まえまして、令和元年８月に再度岩手県と協議を行いました。事業計画を縮小する際の検討手法や、平成30年の水道法改正による法的効力を喪失した胆江圏域広域的水道整備計画との整合性などについて協議をしたものでございます。それを受けまして、岩手県では、令和２年１月に厚生労働省と相談をしていただいて、その時点で国からは、今後の施設整備の方針や手続について求められてございまして、その手続に係る協議を令和２年の５月に行ったという経過であります。今後につきましては、国から求められた今後の整備方針と具体の整備スケジュールをもって相談をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、法的効力を喪失した計画の部分で、改正水道法の部分になります。改正水道法の趣旨でございます。人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足などの水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講じるということで、これまで法律第１章の２にございました広域的水道整備計画の部分が、水道の基盤の強化という部分に全て置き換わったことにより法的効力を喪失しているということでございます。

○議長（阿部加代子君）　及川消防長。

○消防長（及川健君）　２点ご質問がありました。査察体制の見直しについては私のほうから答弁いたしますし、２点目の違反対象に向けた手だてについては担当のほうからご答弁を申し上げます。

まず、査察体制の見直しについて、職員体制についていろいろご心配をいただいていることにまず感謝を申し上げます。この問題については、これまでも何度かご質問をいただいているわけですが、査察については、専任の職員が今少ない状態で、非番の職員が時間外で対応している部分が大多数を占めております。実際に非番の職員が時間外で対応する頻度といいますのは、そんなに多くございません。２か月に１回程度出られれば、勤務に当たれば割当ての件数をこなせるような状況にあるということで、職員に対してはそれほど負担をかけている状況ではないというふうに思っております。ですので、当面については現状の体制で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　千葉消防次長。

○消防次長兼予防課長（千葉直君）　２点目の質問についてお答えします。

非特定の重大違反が多過ぎる、何か手だてはということですけれども、この件数につきま

しては、査察を適正に執行した結果でございますので、評価はなかなかできないものかと思いますが、確かに件数は多いと考えております。この多い件数につきましては、対象物が、違反に対する認識が不足しているのではないかなと考えております。現在違反していない対象物についても、その辺を広報して、違反の意識をしっかりしてもらえば違反を減少できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（阿部加代子君）　10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君）　１つだけ、水道ですが、いずれ270のうち170億ぐらいですか、残り100と。水槽が２つ空いていますので、ちゃんと入れれば機械が４つということになるのですが、３つ目を入れるか入れないかということになると、最低30億、場合によっては50億という話になっていきますので、私は水需要についての分析は相当慎重にやるべきだと。10年ぐらいしたらもう使えませんということであってはならないというふうに思います。

そういう点では、管理者に聞けばいいのでしょうが、慎重な検討をお願いしたい。まだやるなと言うだけの根拠がありませんので。私はいずれ災害のことも考えれば、全部組合の水源に頼るのはやっぱり心配なので、そういう点も含めて検討すべきだというふうに思いますが、回答いただいて終わります。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　今野議員がおっしゃることについて、私もよく理解できているということでございますが、組合の立ち位置というふうな部分で申し上げますと、大きな合併以前は６市町村の集まりによってできていた胆江地区の行政組合、水道も含めてであります。特に水道用水供給事業につきましては、組合から供給を申し上げているというのは事実でありますが、ご購入いただくそれぞれの自治体が、将来にわたってこれだけの水が欲しいので、これだけ供給してくださいということを基に供給施設を建設し、そしてその建設した施設をもって水道用水を供給しているということでございます。ご理解できますよね。

とすると、私どもとしても独自に、恐らくこうではないかということも含めて、水需要については十分に検討いたしますが、最終的には構成市町の将来にわたる水需要、そしてリスク回避の考え方などを、やはりこれは自治体としての責任を持ってお決めいただき、そしてこういうふうなことで考えているというデータをお示しいただくというか、数値をお示しいただいた上で、では最終的に今のままでよろしいですねとか、今から何割増しにしましょうかという数値が出てくる。それをもって見直し計画が策定され、その見直し計画をもって岩手県及び厚生労働省と検討していき、お許しを得る、お認めをいただければ計画が変更できるということになるわけでございます。

そのような分からしますと、ひとえに組合が一から十まで決められるということではなく、連携する構成市町との十分な協議の中で対応していかなければならないというところであろうと思いますし、またその体制をしっかりと住民の皆様にもご理解いただけるような、組合

としても体制を整えて、適切に説明をしっかり果たしていけるような状況は早急につくっていかなければならないものというふうに考えているところでございます。

○議長（阿部加代子君）　一般質問を終結いたします。

ここで午前11時30分まで休憩をいたします。

午前11時20分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午前11時30分　再開

○議長（阿部加代子君）　再開いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第７、報告第１号、器物破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを行います。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　報告第１号、器物破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　報告第１号、器物破損事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてご説明申し上げます。

令和２年10月14日午前９時45分頃、奥州市江刺藤里字柳沢地内住宅において、器物破損事故が発生いたしました。この事故は、救急活動中、傷病者を住宅内から戸外に搬送するため、縁側のガラス入り引き戸を開放したところ、レールが欠損していたことから、引き戸が落下し、ガラスを破損させたものであります。

相手方との協議の結果、組合と相手方の過失割合を10対０とし、組合は相手方に対し、器物損害額１万7,050円を支払うことで示談が調い、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第２項の規定によりご報告申し上げるものでございます。

なお、今後の事故防止につきましては、さらに最新の注意を払うよう喚起し、安全を期してまいります。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの報告に対し質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質問なしと認めます。

以上をもって、報告第１号を終わります。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第８、議案第１号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　議案第１号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについて

を事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

なお、以下議案第２号から議案第５号までにつきましても同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第１号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

第１に、提案の趣旨ですが、平成23年３月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求について、原子力損害賠償紛争解決センターに対し、あっせんの申立てを行うため、地方自治法第96条第１項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第２に、あっせんの申立て先ですが、あっせんの申立て先である原子力損害賠償紛争解決センターは、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、原子力事故により被害を受けた方の原子力事業者である東京電力に対する損害賠償請求について、円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関であります。

第３に、申立ての趣旨ですが、組合が平成27年度、平成28年度及び平成29年度の放射線影響対策に要した費用に係る損害のうち、東京電力が賠償金の支払いに応じないものについて、東京電力が賠償を行うようあっせんを求めるものであります。

なお、平成23年度及び平成24年度分の損害につきましては、平成26年２月に実施いたしました前々回の和解、仲介申立ての結果、平成27年11月に東京電力と和解に至っており、また平成25年度及び平成26年度分の損害につきましては、平成28年４月に申立てを実施し、その後申立て内容の変更等を行った結果、平成31年４月に和解に至っているものであります。

第４に、あっせん申立て額ですが、平成27年度、平成28年度及び平成29年度に東京電力に対して損害賠償請求を行った額から、これまで東京電力が支払いに応じた額を除いた647万2,997円について、和解、仲介の申立てを行おうとするものであります。

なお、現時点におきましても、東京電力との交渉を継続しており、今後申立てまでの間に東京電力と賠償金の一部支払いに合意した場合につきましては、当該合意額を除いた額をもって申立てを行うものであります。

第５に、あっせんを申し立てる理由ですが、組合は、東京電力に対し、原子力事故による放射線影響対策に要した費用の賠償について交渉を重ねてまいりましたが、東京電力との直接交渉ではこれ以上の進展が期待できないと見込まれることから、原子力損害賠償紛争解決センターに対し、和解の仲介を申し出るものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第９、議案第２号、令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第２号、令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第５号）をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の２ページ、３ページをお開き願います。今回の補正予算は、歳入においては決算見込みによる分担金及び国庫補助金の減額、利用者の減少による使用料の減額、ごみ搬入量の増加等による手数料の増額等、歳出においては入札減等による工業薬品等消耗品費、委託料、工事請負費及び備品購入費の減額、燃料費調整単価の減額等による電気料金の減額等について所要の措置をするものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１億222万6,000円を減額し、補正後の予算総額を57億1,841万円とするものであります。

次に、４ページをお開き願います。第２表、地方債補正であります。地方債の補正につきましては、消防施設整備事業債における消防車両更新に係る入札減により、その限度額を変更するものであります。

補正予算の概要につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。

８ページ、９ページをお開き願います。最初に、歳入についてでありますが、１款分担金及び負担金、１項分担金は１億920万2,000円の減額であります。

２款使用料及び手数料、１項使用料は276万1,000円の減額であります。新型コロナウイルス感染拡大の影響による休日及び夜間診療所の利用者の減少並びに胆江地区広域交流センターの利用者の減少等によるものであります。

２項手数料は922万6,000円の増額であります。ごみの搬入量の増によるものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。３款国庫支出金、１項国庫補助金は213万4,000円の増額であります。ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の有価物売却益確定に伴う循環型社会形成推進交付金等の減額によるものであります。

４款財産収入、１項財産売払収入は、基幹的設備改良工事に伴う有価物売却による物品売払収入及び鉄屑売払い料の増加等による鉄屑売払収入により139万6,000円の増額であります。

７款諸収入、１項預金利子、基幹的設備改良工事の契約保証金が運用満了を迎えることにより、353万5,000円増額するものです。２項雑入は、高速道路のごみ搬入量の減少によるごみ処理料等168万6,000円の減額であります。

８款組合債、１項組合債は、消防車両更新に係る入札減により60万円減額するものであります。

12ページ、13ページをお開き願います。２款総務費、１項総務管理費は591万1,000円の減額であります。

３款民生費、１項社会福祉費は、介護認定支援ネットワークシステム改修業務委託料の追加等により70万円の増額であります。

14ページ、15ページをお開き願います。４款衛生費、１項保健衛生費は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による休日及び夜間診療所の休診に伴う医師報酬及び医薬材料費の減額、使用料の減少等による光熱水費の減額、入札減による備品購入費等の減額が主な内容で、1,546万6,000円を減額するものであります。

16ページ、17ページをお開き願います。２項清掃費につきましては、燃料費調整単価の減等による電気料金の減額、入札減等による消耗品費及び工事請負費等の減額が主な内容で、6,433万6,000円を減額するものであります。

18ページ、19ページをお開き願います。５款消防費、１項消防費は、決算見込みによる共済組合負担金の減額、新型コロナウイルス感染拡大の影響による訓練等の中止に伴う旅費等の減額、入札減による備品購入費等の減額が主な内容で、759万8,000円を減額するものであります。

６款公債費、１項公債費は、令和元年度に起こした組合債の借入金利確定により６万5,000円を減額するものであります。

７款予備費、１項予備費につきましては、翌年度の繰越金相当額等を除きまして955万円を減額するものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　これより質疑に入ります。

５番瀬川貞清議員。

○５番（瀬川貞清君）　８ページ、９ページ、10ページ、11ページに関わって質問をいたしますが、ごみ搬入量の増加によって手数料が増額になったということでありますけれども、これは予算当初に比べてごみ搬入量が増えたということになるわけでありますけれども、これはどのような理由によるものかということでありますが、昨年もちょっと話題になったか、コロナ禍の下で、外出を抑制された下で、家庭ごみが増えたようなことに関係しているのか。９ページを見ますと、事業系ごみよりも家庭系可燃ごみの手数料が多く入っているというふうな数字にもなっておりますけれども、そういう理解でいいか。いずれごみ搬入量が予算に

比べて増額したということの説明をお願いします。

それで、もう一つは、雑入のところでごみ処理料というのが出てきまして、135万円等の減額になっておりますが、今も説明がありましたが、高速道路のごみ搬入量の減少というふうになっておりますけれども、これはどういうものでありましょうかという点についてご説明を下さい。

○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　瀬川議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、ごみ搬入量の増でございますけれども、昨年、令和２年度の予算編成時に想定しました量よりも多いということでございます。お見込みのとおりでございます。

コロナ禍の状況についても若干申し上げたいと思います。４月、５月、６月、第１四半期におきましては、家庭のごみ、直接持ち込まれるごみ、そしてごみステーションからのごみでございますけれども、こちらが大体500トンぐらい多かったところでございます。その後12月までの状況を確認しましたところ、年間、４月から12月までにおきましては、ごみステーションのごみ、家庭のごみ、どちらも例年並みに落ち着いております。やはり緊急事態宣言のときに、ステイホームということでおうちを片づけられたようでございます。一方、事業系のごみにつきましては、４月から12月通じまして、逆に500トンほど減っているという状況でございまして、事業活動に影響が出ているのではないかなというふうに考えているところでございます。

２点目の雑入に計上しているごみ処理、高速道路のごみではないかということでございますけれども、そのとおりでございます。こちらのほうも状況を確認しましたところ、高速道路の利用者数が非常に減っているということで、サービスエリア等々から搬出され、こちらに搬入されるものが非常に少なくなっていると、そういう状況であるということをお聞きしております。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　３番高橋浩議員。

○３番（高橋浩君）　18ページ、消防費から質問いたします。

759万余の減額ということで、主なものは研修の旅費等の減額によるものというお話がございました。その中で、コロナの関係で随分削減ということになっている状況とお見受けいたしますが、コロナ対応の救急関係の防護服であったりとか、そういうコロナ対応が必要である、ましてや今後、まだ今のところ奥州市では大きなクラスター等々まだ発生していない現状ではありますけれども、今後のことを考えますと、そういうコロナ対応の備品等、不足しているもの、もしくはコロナ対応を今後長く継続していくに当たって、例えば庁舎の中での職員のコロナ対応のための例えば備品であったり、そういうものをそろえるようなことがあったら、そちらのほうの対応も必要だろうと思います。その辺が潤沢に万全な体制であるの

かどうかも含めて、簡単にご説明をいただければと思います。
○議長（阿部加代子君）　小野寺消防次長。
○消防次長兼消防救急課長（小野寺和則君）　お答えいたします。
　まず、救急隊員の感染防止等々の備品とか装備ですが、一言で言いまして、十分ございます。今は調達もできております。あとは、国からの交付金等々も活用いたしまして、去年の春先から蓄えておりまして、不足はございません。
　また、職員の救急隊等の庁舎内での行動についても、職員にはそういう密を避ける、手指消毒を当然することで感染防止もしているわけでございますし、あとは加湿器等々、空気清浄機等々も購入して、健康管理にも十分配慮してございます。
　以上です。
○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。
　討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。
　これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。
～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～
○議長（阿部加代子君）　日程第10、議案第３号、令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。
　議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。
○事務局長（千田淳一君）　議案第３号、令和２年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第２号）をご説明申し上げます。
　今回の補正予算は、収益的収入においては預金利率の低下による預金利息の減額、収益的支出においては天日乾燥床汚泥処分量の減等による委託料の減額、使用量の減等による動力費及び薬品費の減額について補正しようとするものであります。
　別冊の補正予算書の１ページをお開き願います。第２条の収益的収入及び支出の補正でありますが、収入につきましては、第１款水道用水供給事業収益を３万1,000円減額し、総額６億5,977万円とするものであります。内訳でありますが、第２項営業外収益を３万1,000円減額するものであります。支出につきましては、第１款水道用水供給事業費用を546万1,000円減額し、総額５億3,039万円とするものであります。内訳でありますが、第１項営業費用を677万1,000円減額し、第２項営業外費用を131万円増額するものであります。

第３条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費を７万6,000円減額し、1,781万4,000円とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

それでは、午後１時まで休息したいというふうに思います。

午前11時56分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午後零時59分　再開

○議長（阿部加代子君）　再開いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第11、議案第４号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第４号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算をご説明申し上げます。

別冊予算書の２ページ、３ページをお開き願います。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,608万円に定めようとするものであります。

令和３年度は、衛生事業においては、ごみ焼却施設の外壁等補修工事費などを計上しております。

消防事業においては、消防力整備計画に基づく消防車両の購入費などを計上しております。

４ページをお開き願います。第２表、債務負担行為であります。医事システム整備事業については、診療所業務の効率化を図るとともに、マイナンバーカード、健康保険証利用に対応できるよう、レセプトコンピューターを導入するため、火葬場予約システム更新整備事業及びグループウェアシステム更新整備事業については、サーバー保守の期限を迎えるシステムの円滑な移行を行うため、期間及び限度額をそれぞれ設定するものです。

５ページ、第３表、地方債であります。消防施設整備事業債は、4,350万円を限度に起債をするものであります。

それでは、歳入歳出予算の概要につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。９ページ、10ページをお開き願います。歳入の主なものをご説明いたします。１款分担金及び負担金、１項分担金は30億452万8,000円であります。

２款使用料及び手数料、１項使用料は4,865万5,000円で、休日及び夜間診療所の診療収入、胆江地区広域火葬場さくらぎ苑の使用料が主なものであります。

11ページ、12ページをお開き願います。２項手数料は２億2,794万7,000円であります。

３款国庫支出金、１項国庫補助金は６万円で、廃棄物処理施設における放射性物質のモニタリングに係る国庫補助金であります。

４款財産収入、１項財産売払収入は243万1,000円で、粗大ごみの処理等により生じる鉄屑などの売払収入であります。

５款寄附金、１項寄附金は1,000円であります。

６款繰越金、１項繰越金は2,130万円であります。

13ページ、14ページをお開き願います。７款諸収入、１項預金利子は1,000円であります。

２項雑入は1,765万7,000円で、岩手県防災航空隊及び岩手県消防学校への職員派遣に係る負担金が主なものであります。

８款組合債、１項組合債は4,350万円であります。消防庁舎設備の更新及び消防車両の購入に係る消防債であります。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。15ページ、16ページをお開き願います。１款議会費、１項議会費は148万円であります。

17ページ、18ページをお開き願います。２款総務費、１項総務管理費は8,411万7,000円、２項監査委員費は22万円であります。

19ページ、20ページをお開き願います。３款民生費、１項社会福祉費は4,131万8,000円であります。

27ページ、28ページをお開き願います。４款衛生費、１項保健衛生費は１億8,150万6,000円であります。診療所費、火葬場管理費及び広域交流センター費が主な内容であります。

35ページ、36ページをお開き願います。２項清掃費は10億438万9,000円であります。可燃ごみ処理費、粗大ごみ処理費、し尿処理費及び最終処分場費の施設管理経費が主な内容であります。

41ページ、42ページをお開き願います。５款消防費、１項消防費は19億1,312万5,000円であります。内訳といたしましては、常備消防費16億8,270万6,000円、消防施設費２億3,041万9,000円であります。常備消防費につきましては、消防本部、各消防署及び分署における人件費及び消防業務に係る経費が主な内容であります。また、消防施設費につきましては、水沢消防署庁舎延命化に係る庁舎設備の更新経費及び消防力整備計画に基づく消防車両の購入等

に係る経費であります。

６款公債費、１項公債費は１億2,272万5,000円であります。内訳といたしまして、元金が１億1,979万9,000円、利子が292万6,000円であります。

７款予備費、１項予備費は1,720万円で、年度内の不測の事態に備えるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　これより質疑に入ります。

４番千葉康弘議員。

○４番（千葉康弘君）　大きく２点質疑いたします。

29ページの可燃ごみ処理費ですが、前年度より１億1,500万ほど、また33ページですけれども、し尿処理費ですが、こちらのほうは前年と比べまして1,180万ほど少なくなっているというふうなことですけれども、比較いたしまして、増減している要因というのを示していただければと思います。

次に、先ほどコロナ関係で防護服関係は十分準備されているということでしたけれども、今現在ですが、救急患者さんの搬送が多くなったとか、搬送先が見つからなかったとか、また今まで以上に搬送に時間がかかるという事例はあるのかどうかについてお尋ねいたします。

○議長（阿部加代子君）　菅原施設管理課長。

○施設管理課長兼長寿命化事業推進室長（菅原優君）　お答えいたします。

可燃ごみ処理費でございますが、令和３年度は４億1,000万、前年度は２億9,000万円ということで、１億1,500万ほど増えているところでございます。こちらの中身につきましては、予算書32ページに、14節で工事請負費がございます。この中で、ごみ焼却施設の外壁等補修工事、これを３年度に行うこととしておりますので、その分が増えているということでございます。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君）　し尿処理費で1,100万円ほど前年度に比較して減になっているその主な要因についてというご質問でございました。要因につきましては、工事請負費が該当になるものでございます。工事請負費につきましては、定期整備につきまして、長期整備計画に基づいて実施をしてございまして、その整備計画上、工事の金額が下がるということでございまして、その部分が大きな要因となってございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　小野寺消防次長。

○消防次長兼消防救急課長（小野寺和則君）　消防への質問についてお答えいたします。

救急の件数につきましては、件数自体は、昨年１年間ではその前年に比べて、全体でおよそ500件減っております。この分析を私なりにしてみれば、コロナの影響で人の動きが少なくなって、件数は減ったのだろうなという思いでおります。その上で、コロナ関連の感染疑い

の救急搬送件数がありまして、去年の３月から発生して、去年の12月までで25件、消防に通報があった時点でコロナ疑いと対応したものが25件ございました。そのうち８件ほどは、医師の判断でＰＣＲ検査を実施しておりますが、いずれも陰性であったものでございます。

あと救急搬送先が見つからないであるとか、あるいは搬送先を見つけるのに時間を要したとかというのは、大きなものはございません。ただ、コロナ疑いについては保健所と、そもそも保健所業務ですが、連携を密にして搬送しなければならないので、そこでの連絡のやり取りでは、病院に行くまで時間がかかりましたが、それは必要な措置ですので、遅れたものではございません。

○議長（阿部加代子君）　７番廣野富男議員。

○７番（廣野富男君）　７番廣野富男ですが、１点だけ教えていただきたいと思います。

歳入、９ページの使用料、診療収入なのですが、今回の予算額が1,373万3,000円で、前年度の予算に比べますと1,644万9,000円と。恐らくこれはコロナ禍の影響かなと思うのですが、先般行われた５号補正でいいますと、690万ほどの収入見込みだと記憶しておったのですが、令和３年度についてはあまり影響がなく、平年並みの診療収入が入るという受け取り方でよろしいのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（阿部加代子君）　北條事務局次長。

○事務局次長兼企画総務課長（北條光君）　では、廣野議員のご質問にお答えいたします。

５号補正のこともありましたけれども、現在の診療所の患者数の状況を申し上げます。12月末現在での利用者数を前年度と比較しますと、昨年は、休日診療所におきましては1,449人でありましたけれども、今年は340人ということで、増減ではマイナスの1,109人、率にしますと76.5％の減になっております。さらに、夜間診療所におきましては、昨年の12月末の患者数1,222人でございましたけれども、今年は195人ということで、患者数ではマイナスの1,027人、増減率では84.0％の減となってございます。これに伴い、５号補正のほうでは診療収入を下方修正しまして補正をしたところでございます。

令和３年度の見込みにつきましては、こちらのほうで予算要求をする時期がちょっと前でしたので、今の現状とはちょっと違いますけれども、これについて令和元年度の決算、それから令和２年度予算と比較した数字を申し上げます。まず、休日診療所におきましては、診療日数は70日でございます。令和元年度の決算時の患者数が2,156人、令和２年度予算時では2,000人ということで予算を立てたところでございます。これに対し、令和３年度予算では1,100人ということで、ほぼ半減でございます。診療収入におきましても、令和元年度決算時1,773万600円でしたけれども、これに対して令和２年度予算は1,619万円、令和３年度予算につきましては852万2,000円ということで見込んでおります。

次に、夜間診療所のほうでございますけれども、診療日数365日でございます。令和元年度決算時の患者数が1,655人でございました。令和２年度予算時では1,800人を見込んでいたところでございます。これに対しまして、令和３年度予算については690人ということで見込ん

でおります。診療収入につきましても、令和元年度決算時は1,282万4,000円というところでしたけれども、令和２年度予算につきましては1,399万2,000円、さらに令和３年度予算ということでは、この半分以下になりますけれども、521万1,000円ということで見込んでございます。

これについては、コロナ禍での患者数の激減ということもございますし、当初はインフルエンザの検査というのが繁忙期に多くございまして、これが診療収入の結構なウエートを占めておりますので、これについても期待していたところでございますが、今年の12月、１月の状況を見ますと、流行はしていないということで、検査数も激減しているという状態になってございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第12、議案第５号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第５号、令和３年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算をご説明申し上げます。

令和３年度は、これまでの供給状況を勘案した供給水量による用水供給料金としているほか、基本計画見直し業務及び水利権更新申請書作成業務委託料などを計上しております。

別冊の予算書の１ページをお開き願います。第２条の業務の予定量でありますが、年間総供給水量365万立方メートル、１日平均供給水量１万立方メートルの供給を見込んでおります。

予算額でありますが、第３条の収益的収入及び支出の予定額については、収入総額は６億5,810万1,000円で、内訳は第１項営業収益５億8,362万4,000円、第２項営業外収益7,249万2,000円、第３項特別利益198万5,000円であります。支出総額は５億5,956万8,000円で、内訳は第１項営業費用４億3,458万4,000円、第２項営業外費用１億1,237万円、第３項特別損失761万4,000円、第４項予備費500万円であります。

第４条の資本的支出の予定額については、支出総額３億3,851万7,000円で、内訳は第１項建設改良費3,198万8,000円、第２項企業債償還金３億652万9,000円であります。

資本的収支不足額３億3,851万7,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額290万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金３億3,560万9,000円で補填しようとするものであります。

第５条の債務負担行為については、平成20年度の一部暫定供給開始から13年が経過し、設備の更新時期を迎えているたんこう浄水場の中央監視制御設備の更新を行うため、期間及び限度額を設定するものです。

第６条の一時借入金でありますが、その限度額を１億円とするものであります。

第７条の議会の議決を経なければ流用することができない経費でありますが、職員給与費2,471万3,000円を定めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　これより質疑に入ります。

４番千葉康弘議員。

○４番（千葉康弘君）　１点だけ質問いたします。４ページで減損損失ということで761万4,000円が出ていますが、また15ページで減損損失ということで説明されていますけれども、今回初めて出た部分ですけれども、これは経営のほうに今後どのような影響があるのかということを教えていただければと思います。

次に、こちらが建設仮勘定にどのように関連してくるのかについてもお願いいたします。

今回減損処理、また減資ということでありましたけれども、自己資本が少なくなるのかということもあるのですが、これがどのような今後の影響になるのか、３点教えてください。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君）　特別損失761万4,000円の部分について、経営への影響の部分についてお答えをいたします。

この特別損失の内容でございますけれども、こちらは万松寺ポンプ場に設置している送水ポンプと色度計、これらを更新するものでございます。これの更新に伴いまして、建設仮勘定で整理をしているこれらに係る額を、今後の回収の見込みが立たないということで特別損失として資産を落とすということになります。

建設仮勘定との関係についてでございますけれども、まさに本勘定に振り替えている部分はそのとおり資産として、減価償却として回収をしていくものではございますが、建設仮勘定で整理をしているということで、投資した資産の回収ができないものということになりますので、今後の経営の影響に関しましては、更新費用がうまくためていけないもの、留保できないという、そういう部分の課題を残しているということでございます。

○議長（阿部加代子君）　よろしいでしょうか。

○４番（千葉康弘君）　最後の自己資本に対する影響というのも１つだけ教えてください。

○議長（阿部加代子君）　千葉水質管理課長。

○会計管理者兼水質管理課長（千葉美隆君）　自己資本への影響はないものでございます。

○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって令和３年第１回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。一同ご起立願います。お疲れさまでした。

午後１時26分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

令和３年２月５日

奥州金ケ崎行政事務組合議会

議　長　　阿　部　　加代子

９　番　　小野寺　　重

１０番　　今　野　　裕　文